

# お知らせ



## 健康・福祉

### キッチン・スクールを開催

夏休みに料理教室を開催します。バランスの取れた食事をつくりましょう。

**日時** 7月26日(火) 午前10時～午後2時

**場所** 成東保健福祉センター・栄養指導室

**対象** 市内在住の小学生(保護者同伴)・市内在住の中学生、高校生(保護者も可)

**定員** 30人(先着順)

**参加費** 無料

**申込期間** 7月1日(金)～定員になり次第締切(平日午前8時30分～午後5時)

**持ち物** エプロン、三角巾、布巾

2枚、手拭きタオル、筆記用具、甘い飲み物

**主催** 山武市保健推進員協議会

**申・問** 健康支援課

☎0475(80)1172



### 献血にご協力をお願いします

7月は「愛の血液助け合い運動」期間です。より安全な血液を安定的に確保するため、献血にご協力をお願いします。

**実施日** 7月12日(火)

**時間** 午前10時～11時30分

**場所** 松尾IT保健福祉センター

**問** 健康支援課

☎0475(80)1173



### こども急病電話相談 受付時間延長

4月1日から受付時間を「朝6時」まで延長しました。救急車を呼ぶ前に気軽に「ご相談ください」。

**実施日** 毎日

**相談時間** 午後7時～翌午前6時

☎局番なしの#8000  
ダイヤル回線、IP電話、光電話からは  
☎043(242)9939

### はつらつ教室参加者募集

運動機能の向上・栄養改善・口腔機能の向上・認知症予防に力を入れた、プロによる個別サポート教室です。

**対象者** 山武市に住所を有する65歳以上の方



**日時** 8月31日～12月7日(全13回毎週水曜日)

午前コース：午前10時～正午

午後コース：午後2～4時

**場所** 松尾IT保健福祉センター

**定員** 各コース15人(先着順)

**費用** 無料

**持ち物** 運動の出来る服装・室内用運動靴・タオル・飲み物

**申込締切** 7月22日(金)

※12月も同様の運動教室を開催します。「広報さんむ11月号」をご覧ください。

**申・問** 地域包括支援センター

☎0475(80)2643

### 65歳以上の方に介護保険料 額決定通知書を送ります

介護保険は、介護が必要になつたときに、本人負担1割(一定以上所得者は2割)で介護サービスが受けられる制度です。

65歳以上の方の保険料の基準額は、介護サービスに必要な費用や65歳以上の方の人口の見込みなどをもとに、3年(第6期介護保険計画 平成27～29年度)ごとに改定されます。

※詳細は7月中旬に送付予定の通知書をご覧ください。

**問** 高齢者福祉課

☎0475(80)2641

### すこやか倶楽部(高齢者運動教室)の日程を変更します

「広報さんむ4月号」でお知らせしました「すこやか倶楽部」の日程が変更になりました。

8月8日 ↓ 9月5日  
2月27日 ↓ 2月6日

※会場と時間に変更はありません。

**問** 地域包括支援センター

☎0475(80)2643



## 結婚50周年を迎えるご夫婦の長寿をお祝いします

該当者は、申請が必要です。

**対象者** 平成28年9月1日現在で

1年以上市内に居住している昭和40年9月2日～昭和41年9月1日に婚姻の届け出をされたご夫婦

### 手続きに必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 本籍が山武市にない方は戸籍の全部事項証明書(謄本)
- ・ 通帳の写し(振込先口座番号と名義人カナ氏名のわかるもの)

**申請期限** 8月19日(金)

**申請先** 高齢者福祉課・各出張所

**祝金** 50000円

**問** 高齢者福祉課

☎0475(80)2642

## 山武市松尾蓮沼地域包括支援センターを開設しました

市では平成19年度から地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談窓口として対応しています。よりきめ細やかな支援ができるよう、6月1日から「山武市松尾蓮沼地域包括支援センター」(グループホームまつお内)を開設し

ています。

**所在地** 山武市松尾町松尾32-1

**対象地区** 松尾地区・蓮沼地区

**問** 山武市松尾蓮沼地域包括支援センター

☎0479(74)3366

## 認知症を学び地域で支えよう 認知症サポーター養成講座

認知症サポーターは、認知症について学び、理解し、認知症の方や家族を地域で温かく見守る応援者です。講座を修了された方には、認知症サポーターのしるしとして「オレンジリング」をお渡しします。

**日時** 7月9日(土) 午後1時30分～2時30分

**場所** 成東文化会館のぎくプラザ

**講師** 認知症キャラバンメイト

※テキストを配付します。準備の都合上、事前に申し込み願います。

**問** 認知症キャラバンメイト

光森(みつもり)

☎090(7907)5318



## 高齢者の理容・美容サービス費用の助成をします

対象者に「理容・美容サービス利用券」を送付します。7月中旬に後期高齢者医療保険納付通知書に同封しますのでご確認ください。

**対象者** 平成28年4月1日現在75歳以上で市に住所がある方

**助成額** 年間1枚 1,000円を助成します。

### 利用できる店舗

市内登録店(一覧表を利用券裏面に掲載しています)

**利用方法** 利用券の太枠の部分に必要事項を記入し、理美容所へ持参してください。

**利用期限** 平成29年3月31日

**問** 高齢者福祉課 ☎0475(80)2642

## 【理容・美容サービス利用券(表)見本】

理容・美容サービス利用券の利用について

この券は「山武市高齢者等理容・美容サービス事業実施要綱」に基づき、平成28年4月1日現在75歳以上の方に交付しています。

**\*利用の際にご確認ください\***

1. 利用券は「理美容サービス1回につき1枚」の交付で、本人のみ使用できます。
2. 利用の際は、利用券の太枠の部分をご記入のうえ、理美容店にご提出ください。
3. 自己負担額は、理美容代金から1,000円を差し引いた金額をお支払いください。
4. 利用券は、有効期限内(平成29年3月31日まで)にご利用ください。
5. 利用券を汚損や破損等の理由による交換以外は再交付できません。
6. 市に登録された理容・美容店以外では使用できません。(市内登録店は裏面です。)
7. 市外に転出された場合は使用できません。

問合せ 高齢者福祉課 電話 ☎0475-80-2642

山武市理美容サービス利用券

交付番号 1

山武市 姓名 千枝

交付番号	1		
利用者	氏名		性別 男・女
	住所	山武市	
理美容店	店名		
	氏名		
有効期限	平成29年3月31日まで		

# お知らせ

## 国民健康保険

### 被保険者証の更新

山武市国民健康保険の加入者が  
お持ちの被保険者証の有効期限は  
7月31日です。

新しい被保険者証は7月中旬以  
降、簡易書留で順次郵送します。

なお、会社の健康保険等に加入  
した場合は、国民健康保険喪失の  
手続きが必要です。国民健康保険  
被保険者証、会社の健康保険証、  
印鑑、マイナンバーカードまたは  
通知カードをお持ちの上、市役所  
国保年金課または各出張所で手続  
きをしてください。

☎ 国保年金課

☎ 0475(80)1143

### 後期高齢者医療保険証の 更新と保険料額の決定

○後期高齢者医療制度保険証が更  
新されます

8月からお使いいただく保険証  
は7月中旬以降順次、簡易書留郵  
便で発送します。お手元に届きま  
したら内容をご確認ください。

○保険料額の決定

平成28年度は2年に一度の保険  
料率の見直しと、制度の一部改正

が行われました。

保険料額と納付方法は、7月中  
旬以降に郵送で各被保険者にお知  
らせします。

○特別徴収(年金天引き)から口座  
振替に変更できます

特別徴収(年金天引き)の方は手  
続きいただくことにより、納付方  
法を口座振替に変更できます。金  
融機関と市役所でそれぞれ手続き  
が必要となり、変更には3カ月以  
上かかりますので、ご希望の方は  
お早めに手続きをしてください。

☎ 国保年金課

☎ 0475(80)1142

### 国民年金には、保険料を 免除する制度があります

経済的な理由等で保険料を納め  
ることが困難な場合には、申請に  
より保険料の納付が免除または猶  
予される制度があります。

未納のまま放置すると、将来の  
老齢基礎年金や障害基礎年金、遺  
族基礎年金を受け取ることができ  
ない場合があります。保険料の納  
付が困難な方は、申請をしましょう。

なお、免除申請の審査は日本年  
金機構が行います。所得による審  
査のため、所得税または住民税の

申告をしていることが必要となり  
ます。退職(失業)、震災等の方は  
所得に関係なく該当する場合もあ  
りますのでお問い合わせください。  
将来受け取る老齢基礎年金を増  
額するために、10年以内であれば  
さかのぼって保険料を納める(追  
納)ことができます。ただし、3  
年目以降は加算金がつきます。

種 類	審 査 基 準	老 齢 基 礎 年 金	
		資格期間に反映は?	年金額に反映は?
全額免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得金額が次の計算式で得た額以下である場合 (扶養親族数+1)×35万円+22万円以下	○	○
1/4納付 (3/4免除)	本人・世帯主・配偶者の前年所得金額が次の計算式で得た額以下である場合 78万円+扶養親族控除額+社会保険料控除額以下	△	△
半額納付 (半額免除)	本人・世帯主・配偶者の前年所得金額が次の計算式で得た額以下である場合 118万円+扶養親族控除額+社会保険料控除額以下	△	△
3/4納付 (1/4免除)	本人・世帯主・配偶者の前年所得金額が次の計算式で得た額以下である場合 158万円+扶養親族控除額+社会保険料控除額以下	△	△
納付猶予 (※)	50歳未満で本人・配偶者の前年所得金額が次の計算式で得た額以下である場合 (扶養親族数+1)×35万円+22万円以下	○	×

△：一部納付保険料を納付してい  
ることが必要です。

※平成28年7月1日から納付猶予

の対象年齢がこれまでの30歳未  
満から50歳未満まで拡大されま  
す。

☎ 国保年金課

☎ 0475(80)1142

千葉年金事務所

☎ 043(242)6320

### 7月は社会を明るくする 運動強調月間です

「犯罪や非行を防止し、立ち直り  
を支える地域のチカラ」

「社会を明るくする運動」は、犯  
罪や非行の防止と罪を犯した人た  
ちの更生について理解を深め、そ  
れぞれの立場で力をあわせて、犯  
罪や非行のない安全で安心な社会  
を築こうとする全国的な運動で、  
今年で66回目を迎えます。再犯防  
止や立ち直りの支援には、一部の  
人たちだけでなく、地域社会の一  
人一人の理解と協力が不可欠であ  
り、その支援の輪の拡大を目指す  
ものです。

山武市においても、7月の1カ  
月間、保護司会や更生保護女性会  
などによる市内での啓発活動を実  
施します。

☎ 社会福祉課

☎ 0475(80)2612



## 障害者差別解消法が 施行されました

4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

(障害者差別解消法)が施行されました。

この法律は、行政機関や民間事業者等を対象に、障がいや理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある方が日常生活や社会生活で障壁となるものを取り除く「合理的な配慮の提供」を求めています。

### ○不当な差別的取扱い

不当な差別的取扱いとは、正当な理由がなく、障がいを理由にサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為をいいます。

※他に方法がない場合などは「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

### ○合理的な配慮の提供

障がいのある方から配慮を求められた場合は、負担になり過ぎない範囲で日常生活や社会生活で障壁となるものを取り除くために、合理的な配慮を行うことが求められます。この配慮は、行政機関には法的義務、民間事業者には努力

義務が生じます。合理的な配慮は、個別のケースで異なります。※合理的な配慮の例

・車いすで乗り物に乗るときに手助けをする。

・障がいのある方に応じた手段(筆談・読み上げ等)で対応する。

☎ 社会福祉課

☎ 0475(80)2614



## さんぶ文芸会

相席の無口な男柏餅

春風や相性の良きジムの友

爪楊枝口に銜えて春惜しむ

うららかや年金暮らしつつましく

行く春や形見の母の帯結ぶ

使い込みしくりと馴染む春帽子

芝桜大地の晴着となりけり

川堤摘みたき草のあちこちに

春疾風三峯講の集いの日

つくしんぼ見つけし野辺の風便り

墓石組む人夫は一人春惜しむ

## 俳句「山武俳句会」

篠崎 青童

石橋八重子

飯塚けいじ

相子 礼子

遠藤三千代

川島 隆

古内佐喜子

黒相かつ江

伊藤 好子

箕島 容子

伊藤みや子

## さんぶの森元気館

【夏季子供水泳教室募集】

今年も、小学生を対象にした水泳教室を開催し、水泳が楽しく上手になるように指導します。皆様のご参加をお待ちしております。

### 期 間

①7月25日(月)～28日(木)

②8月22日(月)～25日(木)

### 時 間

午前8時45分～9時45分

(①・②共)

### 場 所

さんぶの森元気館プール

### 対 象

小学1～6年生

### 定 員

各20人(先着順)

### 参加料

2,550円(税込)

※参加料は、初回参加時にフロントでお支払いください。※別途、毎回410円(税込)の施設利用料が必要となります。

### ☎・☎

さんぶの森元気館

☎0475(80)9300(直通)



# お知らせ



## 子育て・教育

### 子ども医療費助成受給券の更新

現在お持ちの子ども医療費助成受給券の有効期限は、7月31日です。新しい受給券は、7月末に郵送予定です。なお、申請内容(保護者および子どもの氏名・住所・健康保険証等)に変更のあった方は、市役所または各出張所で変更手続きをお願いします。

※子ども医療費助成を受けるには申請が必要です。

**対象者** 0歳～中学3年生の子ども

**自己負担額** 通院1回・入院1日につき300円

※市民税所得割が非課税または均等割のみ課税の方は無料

**申請に必要なもの** 印鑑、保護者

とお子さんの保険者証

※平成28年1月1日に山武市に住所がなかった保護者の方は、平成28年度所得課税証明書または、非課税証明書(均等割・所得割が記載されているもの)の提出が必要です。

**☎** 子育て支援課

0475(80)2631

### 高校生等の医療費助成制度の登録はお済みですか？

市では、子育て支援体制充実化のため高校生等医療費助成制度を実施しています。

この制度は、健康保険に加入している、18歳(高校3年生)に達する日以後の最初の3月31日までの方で、就学しているお子さん(各種学校可)が病気やケガで医療機関を受診した際に、保険診療の一部負担金を助成し、高校生等を扶養している保護者の負担の軽減を図るものです。

#### 制度の内容等

高校生等が病院や薬局等で健康保険の適用される診療等を受けた場合、保護者が支払う一部負担金から高校生等医療負担金(300円または無料)を差し引いた額が償還払いされます。

※健康保険の対象でないもの(健康診断・予防接種・差額ベッド代・証明手数料)や学校内での負傷等・交通事故などの第三者行為は助成対象外です。

#### 助成金支給の手続き

(1) 該当の高校生等がいる場合は、事前に登録申請を行います。

※高校生医療費助成登録には、学

生証の写し、保護者と本人の健康保険証等を添え申請します。

(2) 医療機関を受診した場合は、医療機関で一部負担金を支払い医療費助成申請書に領収書および学生証の写しを添付して市に申請します。

(3) 市は助成申請書の審査を行い償還払いします。

※支給申請が提出されても、所得税の申告をされていない方や市税等の滞納がありますと助成ができない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**☎** 子育て支援課

0475(80)2631



## 産業

### 農地の違反転用は、絶対にやめましょう

① 農地法の許可を受けず、農地以外の用途で使用している場合は、違反転用になります。

② 農地を埋め立てる場合も、届出または、許可が必要となります。

③ 違反転用した業者はもろろんのこと、土地所有者(地主)にも厳しい措置がとられます。

農地を狙った「甘い誘い」には、

【例】  
ご注意ください。

お宅の畑を貸して太陽光発電をやりませんか？



事業者

いいですよ。



地主

このような場合、正規の手続きをせずに貸してしまうと…

・土地所有者として処罰される恐れがあります。

・違反転用した事業者が行方不明になると、産業廃棄物等が不法投棄されることも予想されます(その際は、土地所有者が撤去することになります)。

※転用の計画がある場合は、必ず事前に農業委員会へご相談ください。

**☎** 農業委員会事務局

0475(80)1241



### 農地の管理をお願いします

農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、農地の遊休化が進み草等で荒廃している農地が増えています。農地を適正に管理しないと、周辺農地に迷惑をかけたり、不法投棄されたりすることがあります。

不法投棄されたごみ等の撤去費用は、地主の負担になります。草刈り等をして農地の保全・管理に努めるようにお願いします。

☎ 農業委員会事務局  
0475(80)1241



### 暮らし・環境

### ごみゼロ運動 ご協力ありがとうございました

5月29日(日)に実施されたごみゼロ運動では、市民の皆さん約1万2000人の参加により11トンのごみを回収しました。これにより、一時的にごみはなくなりませんが、ごみのポイ捨ては後を絶たず、ボランティアの方などによる回収を余儀なくされています。市はこのような不法投棄等に対

して厳正に対処してまいります。市民の皆さんも、関係機関への通報や情報の提供にご協力をお願いします。

### 環境保全課

☎ 0475(80)1161

### 成田空港の更なる機能強化 計画段階環境配慮書の縦覧

成田国際空港株式会社が、環境影響評価法に基づき作成した「成田空港の更なる機能強化 計画段階環境配慮書」の縦覧を行います。  
縦覧期限 7月15日(金) 午前9時～午後5時(土日除く)

縦覧場所 環境保全課・松尾出張所・蓮沼出張所

意見書の提出期限 7月15日(金)

※環境保全の見地から、どなたでも意見を提出できます。

※詳しくは、成田国際空港株式会社、機能強化ホームページをご覧ください。

HP <http://www.narita-knoukyouka.jp/>

成田国際空港株式会社地域共生部エコ・エアポート推進グループ

☎ 0476(34)5089

### 地域安全ニュース 夏休み中の少年の非行・犯罪被害の防止

夏期は、夏休みの開放感から子どもが家出、喫煙等の不良行為や非行に走りやすくなる時期です。非行を防止するには、普段からコミュニケーションを十分にとり、ちょっとした変化も見逃さないことが大切です。

また、有害サイト等を興味本位で利用することにより、児童買春など性犯罪の被害に遭う可能性も増加する時期です。被害を防ぐには、有害サイトへのアクセスをブロックするフィルタリングサービスが有効です。

### 【相談、問い合わせ】 山武警察署

☎ 0475(82)0110

千葉県警察少年センター(ヤング・テレホン)  
☎ 0120-783497

毎週月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時※面接での相談は要予約



### 市内の放射線量測定結果

市では、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線量測定を行いました。測定結果は、市ホームページ・市役所本庁・各出張所で公表しています。なお、ホームページ等の閲覧ができない方は、環境保全課までお問い合わせください。

測定年月日：平成28年6月1日(水) 天候：晴れ  
測定年月日：平成28年6月2日(木) 天候：晴れ  
測定年月日：平成28年6月3日(金) 天候：晴れ  
測定機器名：日立アロカメディカル社製 シンチレーション式サーベイメータ TCS-172B  
(単位：マイクロシーベルト/時)

施設名	測定高1.0m	測定高50cm
成東地域(小中学校・こども園等・11箇所)	0.04～0.07	0.04～0.07
山武地域(小中学校・保育園等・9箇所)	0.05～0.07	0.04～0.07
蓮沼地域(小中学校・保育園等・2箇所)	0.05～0.06	0.05～0.06
松尾地域(小中学校・こども園等・4箇所)	0.06～0.08	0.06～0.09
さんぶの森公園	0.05	0.05
成東総合運動公園	0.04	0.04
蓮沼海浜公園	0.05	0.06
本須賀海水浴場	0.05	0.04
白幡・井之内海水浴場	0.04	0.04
小松海水浴場	0.04	0.04
南浜海水浴場	0.04	0.04
中下海水浴場	0.04	0.03
殿下海水浴場	0.04	0.04

◆測定結果は、環境省が汚染状況重点調査地域の指定や、除染実施計画を策定する地域の要件としている毎時0.23マイクロシーベルトを下回っています。

☎ 環境保全課 0475(80)1163